

○自由報告Ⅱ

農民運動と村落構造

―長野県喬木村における部落有林野統一

事業反対闘争を中心にして―

神田嘉延（北海道大学大学院）

(一) 戦前における農民運動にとって村落構造がいかに機能しているか、村落構造のエネルギーの進歩性と限界性を具体的な農民

闘争をつうじて明らかにしていくことが本報告の課題である。その進歩的エネルギーの側面と反動的側面を労働運動、社会主義運動との関連でそれらの問題を考えていく場合、当然ながら資本主義運動、資本主義の発展と村落構造の問題を把握しなければならぬ。その問題を日本資本主義の発展の特殊性から問題にすれば、半封建的な地主制を再生産の構造の中に基礎的にもっているがゆえに、資本主義の発展によって村落共同体の解体過程は、一直接に結びついていったのではない。そこには解体運動と補強運動の二面性によって再編されていく構造をもっていたのである。その構造は、日本資本主義の発展段階、農民の抵抗運動等々に対応して矛盾をとめないながら存在していたのである。従って村落構造のプラスとマイナスの側面は、天皇制政府のそれぞれの時期の国家政策、国家・地方行政、それぞれの地域の経済構造、農民運動、労働運動等々の諸階層との関連で具体的に分析していくことによって、その意義と限界を明らかにすることができる。

村落構造のプラスとマイナスの側面の具体的分析の基礎は、村落の内部構造を商品生産の発展、農民層の分解とそれらと密接な関連をもって後退していく地主制の経済の分析を基本視点として、各農家の階層構成を行なっていくことである。そして、この視点を基礎として村落の社会組織、社会関係を問題にしていくことが重要である。当然ながらそれらの問題は内的矛盾の側面を重視しなければならない。そして、労働運動、社会主義運動との関連で村落構造のプラス・マイナスの側面を強調する場合、貧農層、農村労働者と村落構造のかかわり合いが基本になる。又、天皇制支配と対決していく論理において問題にする場合、行政機構、警察、

軍隊組織と村落構造のかかわり合いが重要になってくる。

(二) 本調査研究は長野県喬木村における部落有林野統一事業反対闘争を大正六年から昭和十一年までとりあつかったものである。事件の経過の概略は次に示すとおりである。

- (1) 大正六年八月、県の指導により無償・無条件で村有林野統一村会で決める。反対派の村会議員締めだす。
- (2) 大正六年十月、村側、各区長、山惣代及関係重立者を招集し、入山区分に関し協議するが、満場騒然として協議不可能。管理方法決まらず散会。
- (3) 大正七年一月、部落有林野地元部落民従来通り慣行に従い利用しているところ、村長の被害届によって地元部落の重立者警察署に拘留される。九月三十日、無罪となる。大正七年七月、十一月、県林業技手、「統一」林野の測量、地元部落民の実力行使によって不可能になる。大正七年五月、大正十二年五月、数回におよぶ入会権確認等々の訴訟を行なうが、棄却される。大正十二年六月、十三年八月、村側、県、東京の「暴力団」をつうじて和解交渉に入る。失敗に終る。
- (4) 大正十三年三月一日、部落有林野、保安林に編入、入山禁止令、入山禁止令解除をもとめ地元村民三百名、郡当局におしかける。和解に都警察署長、暴力団、村長、伊那電取締役等々積極的に動く。四月十六日村会で条件付和解案満場一致で決定、村民数百名による平和懇談会を開催する。大正十三年五月、県の林業技手等測量着手。地元部落民の実力行使によって阻止される。村長、村会の和解策決定にもとづき地元部落の重立者と協議、和解挫折。大正十三年十二月、昭和二

年八月、再び入会権確認等々の訴訟運動起こす。

(5) 大正十五年七月、林野事件取調中、沢山地元部落の重立者怪死事件起きる。地元部落民、派出所、警察署、村役場おしかけ、三巡査の多氏引渡しを要求し、三巡査辞任の勝利を聞いとる。警察の革正運動を起す。佐久水平社と連絡を結ぶ。無産新聞普及する。昭和二年二月、炭焼人五名、山林盗伐嫌疑で取調べられる。地元部落民、派出所おしかけ釈放かちとる。昭和三年五月、山林労働者、炭焼き人を中心として農林自由労働組合組織される。部落有林野統一事業反対闘争積極的に行なう。

(6) 昭和三年、四年、三・一六事件、四・一六事件、弾圧激しくなる。強硬反対派に対し妥協工作展開、昭和四年八月、条件付和解成立する。和解は成立したが、以降十一年五月まで和解案にもとづく分割所有は実質的に機能していなかった。

(三) 犬島部落(地元部落)の村落構造と農家の階層構成、部落の主な商品生産、製材、炭焼き、養蚕を經營している。農家戸数七〇戸で四つの同族団によって構成、養蚕經營の農家の上層、部落外の田畑を土地集積、部落有林野は四部落で四千四百町歩(地元二部落)